

平成28年(行コ)第172号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

控訴人 小林洋一

被控訴人 和泉市長 辻 宏康

控訴人準備書面(2)

平成28年12月4日

大阪高等裁判所 第14民事部 B2 係 御中

上記控訴人 小林 洋一

控訴人は、以下弁論を準備する。

- 1 投票管理者が行っていた法定外業務を他の職員が行う場合、それを管理職手当を受給する職員が担当することは無いか

被控訴人は、期日前投票やポスター掲示板の確認等の選挙管理委員会の事務の応援に係長職以下の職員を充てていることから、法定外業務についても同様に管理職手当を受給する職員を充てることが無いと主張する。

しかしながら、H24年に既に法定外業務以外の応援に23名の係長職以下の職員を充てており、更に50名を超える投票管理者の応援に係長以下の職員を充てることが現実に可能かどうか断定できず、管理職手当を受給する職員の比率程度は管理職手当を受給する職員を充てなければならないと考えるべきである。

- 2 管理職手当を受給する職員に時間外勤務手当を支給できるか

被控訴人は、管理職手当は自己の担当する通常の職務に対し支給するものであるから、自己の職務に直接関係のない職務に従事した場合は時間外手当を支

給できると主張する。

しかしながら、給与条例24条4項が依拠する労働基準法第41条第2号では、「事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者」については、労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用しないと定めおり、これは、「労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある」者について、これらの規定の適用を除外することを定めたもので、一方その対価として地位にふさわしい管理職手当が支給されている。ここには控訴人が主張するような自己の職務に関係しない職務には適用しない旨の規定は一切ないから、被告の主張が失当であることは明らかである。(給与条例も同様にそのような規定は無い)(甲6参照)

更に被控訴人は給与条例第24条4項但し書き「市長が災害その他緊急事態の発生等により特別に勤務を命じた場合はこの限りでない」を支給の根拠としているが、選挙事務が災害その他緊急事態の発生等により特別に勤務を命じた場合にあたるとの拡大解釈は許されず、かつ市長が命じるとしており、法定外業務は選挙管理委員会の所管事務であり、市長が命じる場合に当たらない事から、選挙事務がこの但し書きの適用を受けないことは明らかである。

3 投票立会人の推薦依頼等を文書のみで行うことは無いか

被控訴人は、現在文書で行うことは無いと主張する。

しかしこのことと他の職員が法定外業務を行った時も同様であると評価するのは早計である。即ち現状の方式はあくまで各投票所毎に投票管理者がおり、かつその管理者は投票所の近辺に住まいする職員で、退庁後に近隣の自治会長や投票所の施設管理者に出向くことが、容易であることから行っている方式であり、かつその事務で市に新たな支出の負担がない事もそのような方式をとっている理由の一つである。

一方他の職員が法定外業務を行った時は、そのような利点は無く、むしろ現状

の方式を踏襲すれば多くの費用が発生し、合理的な方法とは言えない。そこで控訴理由書の別紙で述べたように、法定外業務を投票管理者が行っていない自治体では殆どが文書でのやり取り済ませており、そのことにより特段問題が生じていない。

4 投票立会人の推薦依頼等を勤務時間内で行うことは無いか

被控訴人は聞き取りにより殆どが勤務時間外で行っていると主張する。

これも上記3と同様であるが、現在の方式をとっているからであり、他の職員が行った時も同様とは言えない。即ち、法定外業務を他の「応援職員」で行った場合は、時間外で応援するとは考えにくく、正規勤務時間内に応援として業務を処理するものと思われる。乙23号証の応援期間を見ると勤務時間内の応援と考えられ、括弧内に業務に支障なく応援可能な職員に限るとの表記を見ても明らかである。

5 その他の法定外業務について

被控訴人は、投票立会人の推薦や投票所の施設の使用依頼以外にも多くの法定外業務があるとして8個の業務を上げている。

しかしこの中で①、③、⑤、⑥、⑧は本来の投票管理者の固有業務であり、かつ①は正規の勤務時間内の業務であり、③、⑤、⑥、⑦、⑧は投票管理者の職務時間内の業務であることから、これらの業務への対価の支払いは調整が必要で、新たな支出を伴うものとは評価できない。

又投票用紙や選挙人名簿の管理に、その対象時間の全てに平均給与単価で時間外勤務と評価するのは、その対象時間ですべて拘束を受けている訳でなく余りに過大評価である。

以上